

答申第752号

令和2年10月28日

神奈川県公安委員会
委員長 大崎 哲郎 様

神奈川県情報公開審査会
会 長 常岡 孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成30年2月14日付けで諮問された特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件（その5）（諮問第789号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県警察本部長が、公開請求の対象となる文書として、後記2(2)において「本件行政文書」と総称する一連の文書を特定し、その一部を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、神奈川県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対して、特定事件に関する情報一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 本件請求に対し、実施機関は、平成28年9月29日付けで、条例第10条第4項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行い、さらに同年11月16日付けで、同条第5項の規定に基づき、本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った。その後、実施機関は、平成29年9月19日付けで、航空隊業務日誌、業務日誌、当直日誌及び勤務日誌（以下「甲文書」と総称する。）並びに緊急配備等実施結果報告書（以下「緊配報告書」という。）、緊配報告書の添付文書である110番事案措置票（以下「措置票」という。）及び地図（以下「乙文書」と総称する。）並びに地域警察官の転用勤務について（報告）及び地域警察官の転用勤務の延長について（申請）（以下「丙文書」と総称し、甲文書から丙文書までを「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、次のとおり、その一部を非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 本件行政文書に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名、印影及び年齢（以下「警部補以下氏名等」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に非公開とした。

イ 当直日誌に記載された緊急配備及び重点警戒の「件名」欄、「発生署」欄及び「結果」欄（以下「本件件名等」と総称する。）については、公開することにより、検挙及び警戒体制の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号柱書を理由に、また、犯罪の予防、捜査

等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第 6 号を理由に非公開とした。

ウ 勤務日誌の「優先的に行う活動内容」欄、「特別勤務・事件事故取扱」欄、「機動警ら」欄、「件名」欄及び「措置」欄並びに措置票の「通報内容」欄に記載された無線暗号については、公開することにより、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第 5 条第 4 号柱書を理由に非公開とした。

エ 勤務日誌の「記事」欄に記載された内容（以下「本件取扱情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして条例第 5 条第 1 号本文を理由に、また、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第 6 号を理由に非公開とした。

オ 緊配報告書に記載された「事件概要」欄 2 行目及び 4 行目の通報内容並びに通報者の氏名及び年齢（以下「緊配通報情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして条例第 5 条第 1 号本文を理由に、また、公開することにより、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第 4 号柱書を理由に、さらに犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第 6 号を理由に、「事件概要」欄 3 行目及び 5 行目の緊急配備指定数（以下「本件緊配指定数」という。）及び「P C 等合計」欄（以下「本件 P C 等情報」という。）については、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第 6 号を理由に、「検挙状況」欄の特定事件の被疑者（以下「本件被疑者」という。）の生年月日及び前科前歴（以下「本件被疑者情報」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして同条第 1 号本文を理由に、また、公開することにより、犯罪の予防、捜査等に支障を

及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

カ 措置票に記載された「通報者」欄の氏名、住所及び電話番号並びに「通報内容」欄に記載された情報（以下「緊配通報情報」と合わせて「本件通報情報」と総称する。）については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、また、公開することにより、110番通報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に、さらに犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

キ 丙文書に記載された警察電話の内線番号（以下「本件警電番号」という。）については、公開することにより、警察の通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして第5条第4号柱書を理由に、当番勤務員数及び可能な週休等人員（以下「本件人員数」という。）については、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることに相当の理由があるとして同条第6号を理由に非公開とした。

(3) 審査請求人は、平成29年10月17日付けで、本件処分について、行政不服審査法第2条の規定に基づき、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 警部補以下の階級にある警察官の印影及び年齢

警部補以下の階級にある警察官の印影は、名字のみが記されたものであることから特定の個人を識別することはできず、条例第5条第1号本文に該当しない。

また、警察官の年齢については、氏名が非公開とされた上であれば、同号に該当しないことから、部分公開すべきである。

イ 本件取扱情報

本件取扱情報に記載された発生場所や取扱場所の詳細な町名、番地等は個人識別情報ではない。関係者の権利利益を害するおそれがある情報を非公開とした上で、部分公開すべきである。

ウ 本件通報情報

本件通報情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被害者等関係者の権利利益及び本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

また、本件通報情報のうち特定事件の通報者(以下「本件通報者」という。)の氏名及び年齢は、特定施設職員が職務として通報した以上、出資団体等又は指定管理者が定めている情報公開規程に基づいて請求すれば、職務の遂行に関する情報又はその役員及び職員の氏名等として公になる情報であるため、条例第5条第1号ただし書ア、イ及びウに該当する。また、本件通報情報は、特定事件がいかなる事件であるかが分かる情報であり、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、同号ただし書ア及びイに該当する。さらに、通報の受理は、公務員の職務の遂行に関する情報であることから、同号ただし書ウに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

なお、「通報者」欄の氏名、住所及び電話番号については、通報者が特定施設職員であることから、住所は特定施設の所在地であり、電話番号も特定施設のものであり、職員個人の自宅やプライベートの電話番号ではない。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する。

エ 本件被疑者情報

本件被疑者情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。本件被疑者の正当な権利利益を害するおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、年齢が公表されており、特定事件の重大性を鑑みれば、少なくとも「生年」の部分は、公表情報として取り扱われるべきである。また、かかる情報を公開したとしても、本件被疑者の正当な権利利益を害することにはならないから、条例第5条第1号本文に該当しない。

かかる情報は、本件被疑者がいかなる人物であるかが分かる情報であり、特定事件の性質から、障害者の権利擁護に資する情報として公開すべきであるため、同号ただし書ア及びイに該当する。とりわけ、かかる情報は、特定事件の性質から、同号ただし書エに該当する。

よって、かかる情報は、同号本文に該当せず、たとえ、同号本文に該当したとしても同号ただし書ア、イ及びエに該当する。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件件名等

本件件名等は、条例第5条第6号による非公開と同様の理由で同条第4号に該当するとされているが、同条第6号に規定する支障のおそれは、同条第4号に規定する支障のおそれの特別なものと言うべきであり、同条第4号による非公開は適さない。

また、非公開事由に該当した時期があったとしても、警戒警備が解かれてから相当期間経過した本件処分時においては、非公開とする理由は消失していたものと言うべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

イ 無線暗号

無線暗号については、PMやPS、㊦や㊧といった単なる略号であって、警察関連の書籍やテレビ番組等により一般に公になっている情報であるから、警察官が電話やトランシーバー等においてどのような略称や略号を用いているかは、これを公開しても通報措置の事務の遂行に重大な支障を来すおそれはない。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

ウ 本件通報情報

本件通報情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。110番通報を受理する事務の遂行に重大な支障を来すおそれ

のある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

エ 本件警電番号

本件警電番号に関する実施機関の弁明は、司法警察に関するものであり、行政警察活動に関する電話番号である本件警電番号には、当てはまらないものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当しない。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件件名等

本件件名等は、当該情報であることをもって直ちに今後の犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

今後、特定事件と同様の事件が起きたとしても、警戒手法や捜査体制は日々進歩していくものであり、今後の同様の警戒捜査に支障を来すおそれはない。たとえ警戒体制が明らかになるとしても、それを明らかにすることによって、いわゆる障害者の基本的人権を擁護する運動に資するための証拠資料として利用することも条例全体の精神に合致する。

また、非公開事由に該当した時期があったとしても、警戒警備が解かれてから相当期間経過した本件処分時においては、非公開とする理由は消失していたものと言うべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

イ 本件取扱情報

本件取扱情報について、過去の取扱いについての情報を事後に公開したとしても、被疑者等が逃亡、証拠隠滅を図ることは物理的に不可能である。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

ウ 本件通報情報

本件通報情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、これを公開しても直ちに犯罪の捜査、公訴の維持等に

支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

エ 本件緊配指定数及び本件PC等情報

本件緊配指定数及び本件PC等情報は、これを公開しても直ちに犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

本件PC等情報については、自動車等の物品・財産等の管理に関する情報であり、その管理という財務会計上の行為若しくは物品、財産等の管理を怠る事実として監査請求及び住民訴訟の対象となるものであるから、当然に公開情報として取り扱われるべきである。

また、非公開事由に該当した時期があったとしても、緊急配備が終了してから相当期間経過した本件処分時においては、非公開とする理由は消失していたものと言うべきである。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

オ 本件被疑者情報

本件被疑者情報は、当該情報であることをもって一律に非公開とすべきではない。特定事件の捜査、公訴の維持等に支障を来すおそれがある部分を非公開とした上で、部分公開すべきである。

かかる情報は、これを公開しても直ちに犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。社会的反響が大きいことは、非公開事由とはならない。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

カ 本件人員数

本件人員数は、具体的に犯罪企図者から対抗措置が講じられようとしてきている訳ではない場合は、条例第5条第6号には該当しない。また、交番等に配置される人数は明らかにはならない上、交番の警察官の人数は、来訪すれば視認可能であり、公開を経ずとも明らかになるものである。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当しない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性に鑑みれば、本件処分において非公開とされた全ての情報（以下「本件非公開情報」という。）は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) その他

ア 神奈川県に限らず、情報公開請求で交付される文書は印影や手書きで記載された文面が薄く印刷されていたり、スキャン時の画面からはみ出していたりするなどして判読できないことが多いが、本件においても判読できない部分が存在した。

不鮮明部分の存在は、事実上の非公開と同様の効果を生じさせ、行政文書の公開義務を履行したとは言えないのであり、再発防止策を講じてほしい。

イ 公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

エ 審査請求人は、反論書の副本の提出を強いられており、かかる対応は行政不服審査法第1条に反する。

4 実施機関（担当：神奈川県警察本部地域部地域総務課）の説明要旨

弁明書及び意見書における説明を整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、特定の個人が識別される情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(イ) 本件取扱情報

本件取扱情報は、地域警察官が事件等を取り扱った際の発生場所や取扱場所の詳細な町名、番地等が記載されており、取扱事件等の関係者等が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(ウ) 本件通報情報

緊配報告書の「事件概要」欄には本件通報者の氏名及び年齢が、措置票の「通報者」欄には、本件通報者の氏名、住所及び電話番号が記載されていることから、本件通報者が識別され、又は識別され得る情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。また緊配報告書の「事件概要」欄の2行目及び4行目並びに措置票の「通報内容」欄には、本件通報者及び特定事件を目撃等した通報者（以下「本件通報者ら」と総称する。）が通報した理由、特定事件の当事者の氏名、本件通報者らが目撃等した特定事件の本件被疑者の言動及び犯行の内容並びに本件被害者の状況について通報した内容が記載されており、本件通報者ら及び本件被害者が識別され、若しくは識別され得る情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

(エ) 本件被疑者情報

本件被疑者情報は、本件被疑者の生年月日及び前科前歴が記載されており、本件被疑者の生年月日及び前科前歴が特定され、又は本件被疑者の権利利益を害するおそれがある情報に該当するため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当する情報は公開すると規定している

が、前記アの情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエには該当しない。

(ア) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

警部補以下氏名等は、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても公表されておらず、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

また、本件取扱情報、本件通報情報及び本件被疑者情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア、ウ及びエ該当性について

警部補以下氏名等、本件取扱情報、本件通報情報及び本件被疑者情報は、法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等（以下「閲覧等」という。）の交付が認められている情報、公務員等の職務の遂行に関する情報のうち当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

(2) 条例第5条第4号柱書該当性について

ア 本件件名等

当直日誌に記載された本件件名等については、当直勤務中に発生した事件に対し実施した緊急配備及び重点警戒の事件名、事件が発生した警察署及び捜査結果が記載されている。かかる情報が公開されれば、緊急配備又は重点警戒の実施対象となる事件名等が明らかとなり、犯人の早期検挙を目的とする緊急配備及び重点警戒の実施に伴う検挙及び警戒体制の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

イ 無線暗号

無線暗号は、警察無線の通話時に電波の拡散性を考慮して通報内容の秘匿に配慮し使用しているものであり、110番通報を受理する業務においては、通報者からの通報内容を無線暗号も使用して迅速に伝達し、事件等の現場に警察官を出動させていることから、公開されれば、通報内

容を秘匿する必要がある警察無線通信を使用して行われる110番通報等を措置する事務の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

ウ 本件通報情報

緊配報告書の「事件概要」欄には本件通報者の氏名及び年齢が、措置票の「通報者」欄には本件通報者の氏名、住所及び電話番号が記載され、緊配報告書の「事件概要」欄の2行目及び4行目並びに措置票の「通報内容」欄には本件通報者らが行った110番通報の内容（以下「本件通報内容」という。）がそれぞれ記載されている。警察が事件等を迅速かつ的確に措置するためには、通報者が事件等の発生に際し、ためらいなく110番通報が行われる必要がある。通報者及び通報内容に関する情報が第三者に明らかになる可能性があるならば、警察の110番通報に対する信頼が失われ、通報者が警察に対する通報を行うことをためらうようになるなど、事件等の発生を速やかに認知し、処理するという110番通報を受理する事務の遂行に重大な支障を来すおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

エ 本件警電番号

丙文書に記載された本件警電番号については、特定警察署地域企画係の内線番号が記載されている。

警察業務は、検挙や規制を行うものであることから、業務遂行に当たっては被疑者等から反発を招くことが予想される。したがって、本件警電番号は、公開することにより、被疑者等からの事務妨害等を目的とした特定の内線番号に対する嫌がらせ電話を招くおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等、警察の通信事務の遂行に支障を来すおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(3) 条例第5条第6号該当性について

ア 本件件名等

当直日誌に記載された本件件名等については、地域総務課において当直勤務中に発生し報告を受けた事件のうち、緊急配備及び当該配備の対

象となった事件以外で特別な警戒措置が必要な重点警戒の対象となった事件の事件名、事件が発生した警察署及び緊急配備又は重点警戒を行った際の結果が記載されている。かかる情報が公開されれば、警察が認知した事件名、発生署及び検挙の有無が判明し、事件名によって配備する体制や特定の地域における事件発生及び検挙の有無並びに警察が行った初動体制等の捜査状況が明らかになることとなり、被疑者やその関係者等が警察の捜査の進捗状況を知り、証拠隠滅等の捜査妨害が可能となる。あるいはいまだ警察に認知されていない事件の被疑者による更なる犯罪行為の敢行がなされるおそれがあるとともに、発生署における警戒体制の間隙を突いての犯罪行為を容易にするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

イ 本件取扱情報

本件取扱情報は、地域警察官が事件等を取り扱った際の発生場所や取扱場所の詳細な町名、番地等が記載されているため、公開することで、特定の取扱事件等の警察の認知状況、捜査着手等を推測され、被疑者等が逃亡、証拠隠滅を図るおそれがあることから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

ウ 本件通報情報

緊配報告書の「事件概要」欄には、本件通報者の氏名及び年齢が、措置票の「通報者」欄には、本件通報者である本件事件の目撃者又は本件当事者から連絡を受けた者の氏名、住所及び電話番号がそれぞれ記載されており、これら本件通報者らは、特定事件の証人又は重要な参考人となる人物である。また、緊配報告書の「事件概要」欄の2行目及び4行目並びに措置票の「通報内容」欄には、本件通報内容がそれぞれ記載されており、その内容は、本件通報者らが特定事件の目撃状況等を警察官に詳細に説明した内容である。報道等により明らかとなっている部分を除き、特定事件の証人又は重要な参考人である本件通報者らの本件通報内容は、本件被疑者の犯行の内容及び本件被害者の被害の状況を裏付け

る内容が記載されているため、公開することにより、社会的反響の大きい特定事件に係る公訴の維持等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

エ 本件緊配指定数及び本件PC等情報

本件緊配指定数は、緊急配備の発令が指定された所属の該当箇所数が、本件PC等情報は、出動に従事した警ら用無線自動車等の台数が、それぞれ記載されているため、公開することにより、事件の内容等によって配備する体制が明らかとなり、犯罪企図者において対抗措置を講じられるなど今後の捜査に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

オ 本件被疑者情報

本件被疑者情報は、特定事件に係る捜査の結果判明した、被疑者本人又は実施機関しか知り得ない情報であり、これらが公開されれば、社会的反響が大きい特定事件に係る犯罪の捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

カ 本件人員数

本件人員数については、地域警察官を転用勤務させることとなった場合において、地域警察の任務である地域住民の日常生活の安全と平穏を確保する地域警察活動を行うために特定警察署地域課の最低限確保すべき当直勤務員の人数、それにより可能となる週休等の人数が記載されている。かかる情報が公開されれば、特定警察署の交番等に配置される人数等の同署地域課における事件、事故等の対応可能な体制が明らかとなり、犯罪企図者が同署の執行力を推認し得る結果、勤務体制の間隙を突いての犯罪行為を容易にするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

本件非公開情報は、前記(1)から(3)までのとおり、条例第5条第1号本文、第4号柱書及び第6号のいずれかに該当するため非公開としたもので

あり、本件非公開情報を公開することによって生じる支障を上回る公益上の必要があるとは認められない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおり、その特定に遺漏はない。

地域総務課は、分掌事務として、警ら用無線自動車の運用、警察用航空機、地域警察勤務（地域部通信指令課の所掌に属するものを除く。）、交番、駐在所等に関する業務（総務部施設課及び警務部警務課の所掌に属するものを除く。）を所管している。

本件行政文書のうち甲文書は、地域総務課の勤務状況を記録するために作成された業務日誌、休日及び夜間当直時の取扱状況を記録するために作成された当直日誌、航空隊の勤務状況を記録するために作成された航空隊業務日誌並びに自動車警ら隊及び特定警察署が、警ら活動及び地域警察活動の効果的な運用を図るため、警ら用無線自動車、交番及び駐在所の活動単位で勤務する場合に、勤務日ごとに活動内容や取り扱った事件等の勤務状況を明らかにするために作成された勤務日誌であり、乙文書は、特定事件の発生に伴い、犯人の早期検挙及び事後の捜査資料を得ることを目的として緊急配備を実施した際のその実施状況、結果等を記録するため通信指令課において作成された緊急配備等実施結果報告書及び110番事案措置票を事案の掌握のため地域総務課において出力し、事件現場を示した地図を添付し保管していたものであり、丙文書は、特定警察署が地域警察官を特定事件の捜査要員として転用勤務させるため、事前に神奈川県警察本部長からの承認を得る際に、地域課の体制に配慮した転用勤務の状況を明らかにするために作成された文書であり、いずれも実施機関が管理していたものである。実施機関は、これら以外に本件請求の対象として特定すべき行政文書は、管理していない。

なお、審査請求人は、特定事件発生前からの行政文書を確認すべき旨主張するが、実施機関は、特定事件発生前を含め本件請求の対象となる文書の検索を行ったところ、当該行政文書は存在しなかったものである。

(6) 行政文書の不鮮明について

実施機関が作成する文書には、職員同士の情報の共有、関係所属及び幹部への報告のための指示事項、措置内容等を職員が手書きで直接記載するものもあり、判読しにくいものは修正等を行い判読可能な状態にして組織的に管理することとしている。

本件行政文書も組織的に管理されていた原本を複写し、公開・非公開の判断を行った上、写しの交付をしたものである。

5 審査会の判断理由

(1) 本件請求の対象となる文書の特定について

本件行政文書は、前記4(5)のとおり、いずれも特定事件に関連して作成されたものであると認められ、実施機関が本件行政文書を本件請求に係る対象文書として特定したことは、その分掌事務に照らし妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の行政文書も確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、実施機関は特定事件発生前の文書についても検索を行っていることが認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については、公開すべき旨規定している。

そこで、警部補以下氏名等、本件取扱情報、本件通報情報及び本件被疑者情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 警部補以下氏名等

警部補以下氏名等は、特定の個人が識別される情報であることは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、警部補以下氏名等は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報に該当せず、神奈川県職員録、新聞の異動記事その他のいかなる媒体においても一般的には公表されておらず、今後、公表される予定も認められないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、かかる情報は、内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

なお、警部補以下氏名等に含まれる印影について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり主張するが、当該印影が、それに係る警察官の所属する警察署、部署等とともに押印されている以上、姓のみが記された印影であっても、特定の個人を識別できるものであるから、かかる主張を認めることはできない。

イ 本件取扱情報

本件取扱情報は、地域警察官が事件等を取り扱った際の発生場所や取扱場所の詳細な町名、番地等が記載されており、取扱事件等の関係者等の個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報に該当することは明らかであることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、かかる情報は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書ア及びイに該当しない。また、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しない。

ウ 本件通報情報

本件通報情報について、実施機関は、前記4(1)ア(ウ)及びイのとおり条例第5条第1号に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(3)ウのとおり、同条第4号柱書に該当するため、同条第1号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

エ 本件被疑者情報

当審査会が確認したところ、本件被疑者情報は、本件被疑者の生年月日及び前科前歴であり、かつ、本件被疑者の氏名とともに記載されていることが認められる。したがって、かかる情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、本件被疑者の氏名については、既に報道等により公知となっていることから、本件処分においても同号ただし書イに該当するものとして公開されているものと考えられるが、本件被疑者情報については、慣行として公にされている事実は認められず、また、公にする予定があるとも認められないことから、同号ただし書イには該当せず、かかる情報の内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ア、ウ及びエにも該当しないことは明らかである。

よって、かかる情報は、同号ただし書ア、イ、ウ及びエのいずれにも該当しないと判断する。

なお、審査請求人は、前記3(1)エのとおり、かかる情報のうち、「生年」部分及び前科前歴について、同条第1号本文に該当しない旨主張するが、上述のとおり判断されることから、採用することはできない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は、非公開とする旨規定している。

そして、同号アからオまでの各規定は、事務又は事業の適正な遂行に支

障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらの事由がある情報のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」情報も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた事由がある情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、本件件名等、無線暗号、本件通報情報及び本件警電番号の同号柱書該当性について、以下、検討する。

ア 本件件名等

本件件名等について、実施機関は、前記4(2)アのとおり条例第5条第4号柱書に該当する旨説明するが、かかる情報は、後記(4)アのとおり、同条第6号に該当するため、同条第4号柱書該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

イ 無線暗号

当審査会が確認したところ、無線暗号は、無線通信において、捜査上の秘密の保持及び用語の簡略化並びに事件関係者等のプライバシーの保護及び市民感情への配慮から使用しているものと認められることから、無線暗号を公開することで、秘密の保持を必要とする警察活動において使用する無線暗号が明らかとなり、警察の無線通信事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、無線暗号は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

ウ 本件通報情報

当審査会が確認したところ、本件通報情報は、本件通報者の氏名、住所、年齢及び電話番号並びに本件通報内容であることが認められる。110番通報は、事件・事故が発生した場合等、警察官の出動を必要と認めた場合に、誰もがためらうことなく通報することができ、当該通報を受理した警察が通報に係る事件等を迅速かつ的確に措置することができる仕組みである必要があることが認められる。

そのため、通報者及び通報の内容が外部に明らかになるとすると、通報者との信頼関係に基づき成立している110番通報に対する信頼が失われ、事件等の発生に際して県民等が警察への通報をためらうようになる

など、警察による事件の認知、事案の処理等に重大な支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件通報情報は、条例第5条第4号に該当すると判断する。

エ 本件警電番号

本件警電番号は、警察電話の内線番号であることが認められる。そして、警察業務には、検挙や規制を行うものが多く、その業務遂行に当たり被疑者等から反発を招くことが予想されることから、本件警電番号を公開すると、業務妨害等を目的とした被疑者等からの嫌がらせの電話を受けるおそれがあり、その結果、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を来すおそれがあると認められる。

よって、本件警電番号は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

なお、審査請求人は、前記3(2)エのとおり主張するが、たとえ当該警察電話の内線番号がいわゆる司法警察活動にかかわるものでなくとも、警察における電話番号として業務妨害の対象となるおそれがあると認められるため、かかる主張を認めることはできない。

(4) 条例第5条第6号該当性について

条例第5条第6号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は、非公開とする旨規定している。

同号の規定は、実施機関の犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を尊重する趣旨から、当該実施機関の裁量的判断に相当の理由があると認められる場合には、同号該当性を認めるものである。

そこで、本件件名等、本件取扱情報、本件通報情報、本件緊配指定数、本件PC等情報、本件被疑者情報及び本件人員数の同号該当性について、実施機関の判断に相当な理由があるか否か、以下、検討する。

ア 本件件名等

本件件名等は、地域総務課において当直勤務中に発生し報告を受けた事件のうち、緊急配備及び当該配備の対象となった事件以外で特別な警

戒措置が必要な重点警戒の対象となった事件の事件名、事件が発生した警察署及び緊急配備又は重点警戒を行った際の結果が記載されていることが認められる。これらの情報が公開されると、警察が認知した事件名、発生署及び検挙の有無が判明し、事件名によって配備する体制や特定の地域における事件発生及び検挙の有無並びに警察が行った初動体制等の捜査状況が明らかになることとなり、被疑者やその関係者等が警察の捜査の進捗状況を知り、証拠隠滅等の捜査妨害が可能となり、あるいはいまだ警察に認知されていない事件の被疑者による更なる犯罪行為の敢行がなされるおそれがあるとともに、発生署における警戒体制の間隙を突いての犯罪行為を容易にするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第5条第6号に該当すると判断する。

イ 本件取扱情報

本件取扱情報について、実施機関は、前記4(3)イのとおり条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(2)イのとおり、同条第1号柱書に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

ウ 本件通報情報

本件通報情報について、実施機関は、前記4(3)ウのとおり条例第5条第6号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記(3)ウのとおり、同条第4号柱書に該当するため、同条第6号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

エ 本件緊配指定数及び本件P C等情報

当審査会が確認したところ、本件緊配指定数は、緊急配備の発令が指定された所属の該当箇所数が、本件P C等情報は、緊急配備の出動に従事した警ら用無線自動車等の台数が、それぞれ記載されていることが認められる。これらの情報が公開されると、実施機関が事件の内容等によって配備する初動体制が明らかとなり、犯罪企図者において対抗措置を講じられるなど、実際に犯罪が行われた場合の捜査、将来の犯罪の予防

その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

なお、審査請求人は、前記 3 (3)エのとおり、かかる情報は、緊急配備が終了してから相当期間経過した本件処分時においては、非公開とする理由は存在せず、同条第 6 号に該当しない旨主張するが、上述のとおり、実施機関は、将来の犯罪が行われた場合の事件の捜査や犯罪の予防等において支障が生じるおそれを理由として非公開としていることに鑑みれば、採用することはできない。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断する。

オ 本件被疑者情報

本件被疑者情報について、実施機関は、前記 4 (3)オのとおり、条例第 5 条第 6 号に該当する旨説明するが、かかる情報は、前記 (2)エのとおり、同条第 1 号に該当するため、同条第 6 号該当性を判断するまでもなく非公開とすることが妥当である。

カ 本件人員数

当審査会が確認したところ、本件人員数は、地域警察官を転用勤務させることとなった場合において、地域警察の任務である地域住民の日常生活の安全と平穏を確保する地域警察活動を行うために特定警察署地域課の最低限確保すべき当直勤務員の人数、それにより可能となる週休等の人数が記載されていることが認められる。かかる情報が公開されると、特定警察署の交番等に配置される人数等の同署地域課における事件、事故等の対応可能な体制が明らかとなり、犯罪企図者が同署の執行力を推認し得る結果、勤務体制の間隙を突いての犯罪行為を容易にするなど、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由があると認められる。

よって、かかる情報は、条例第 5 条第 6 号に該当すると判断する。

(5) 条例第 7 条該当性について

条例第 7 条は、「実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当

該行政文書を公開することができる」旨規定しているところ、審査請求人は、同条の規定に基づく裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であり、同条第1号ただし書エ、第2号ただし書及び第5号ただし書の規定による人の生命、身体などの保護のため必要な場合の公開義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要があり、かつ、かかる公益が、公開しないことにより保護される権利利益を特に上回る場合をいうと解される。

イ これを本件についてみると、本来非公開とされるべき本件非公開情報を公開しなければならないほどの公益上特に必要があると認めるべき事情は存しないので、実施機関が本件非公開情報につき条例第7条の規定による裁量的公開をしなかったことは、不相当とは言えない。

(6) その他

ア 審査請求人は、前記3(6)アのとおり、行政文書の写しの交付の際の不鮮明な部分があった旨主張しており、これに対し実施機関は、前記4(6)のとおり、本件行政文書については、組織的に管理されていた判読可能な状態の原本を複写し、公開・非公開の判断を行った上、写しの交付をしたものであると説明している。

イ また、審査請求人は、前記3(6)イからエのとおり、情報公開制度の運用の仕方に関しても種々主張している。

ウ しかしながら、当審査会の所掌事項については、附属機関の設置に関する条例の別表において「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。」としており、これは、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の非公開事由該当性（条例第5条各号）、公開請求の対象となった文書の行政文書該当性（条例第3条第1項）やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、上記ア及びイの審査請求人の主張は、情報公開制度の事務処理に関する事項に留まり、本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、審査請求人のいずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 2 月14日	○ 諮問
令和 2 年 7 月22日	○ 実施機関から条例第20条第 3 項の規定に基づき提出された意見書を収受
8 月26日 (第200回部会)	○ 審議
9 月28日 (第201回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
常 岡 孝 好	学 習 院 大 学 教 授	会 長
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
堀 内 かおる	横 浜 国 立 大 学 教 授	

(令和2年10月28日現在) (五十音順)